第四章　登録適合性確認機関、登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一節　登録適合性確認機関

［削る］

［削る］

（公示）

第百五条　経済産業大臣は登録適合性確認機関の登録をしたときは、登録適合性確認機関の行う適合性確認の業務の開始の日を公示しなければならない。

（登録の申請）

第百六条　法第六十七条の規定により申請をしようとする者は、様式第六十九の登録適合性確認機関登録申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一～三　［略］

四　特殊電気工作物の性能に関する評価の手法及び実績を説明した書類

五　適合性確認の業務を行う者が法第六十九条第一項第二号の規定に適合することを説明した書類

六　申請者が法第六十九条第一項第三号の規定に適合することを説明した書類

［削る］

（適合性確認の方法）

第百七条　法第七十一条第二項に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる事項を確認することにより特殊電気工作物の性能を総合的に評価する手法を用いて、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十三号）第四条、第五条及び第七条に規定する技術基準への適合性確認を行う方法とする。

一　特殊電気工作物への作用及びその設定の根拠が適切であること。

二　特殊電気工作物の諸元が、前号の作用及び当該特殊電気工作物の要求性能に対して適切であること。

三　前二号の照査の実施方法が適切であること。

［削る］

（登録適合性確認機関に係る登録の更新）

第百八条　法第七十条の規定により、登録適合性確認機関が登録の更新を受けようとする場合は、第百五条から前条までの規定を準用する。

（変更の届出）

第百九条　登録適合性確認機関は、法第七十二条の規定により法第六十九条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更の届出をするときは、様式第七十による変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

第四章　登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一節　登録安全管理審査機関

第百五条　削除

第百六条　削除

（公示）

第百七条　経済産業大臣は登録安全管理審査機関の登録をしたときは、登録安全管理審査機関の行う審査の業務の開始の日を公示しなければならない。

（登録の申請）

第百八条　法第六十七条の規定により申請をしようとする者は、様式第六十九の登録安全管理審査機関登録申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一～三　［略］

［新設］

四　審査の業務を行う者が法第六十九条第一項第一号の規定に適合することを説明した書類

五　申請者が法第六十九条第一項第二号の規定に適合することを説明した書類

第百九条　削除

（安全管理審査の方法）

第百十条　法第七十一条第二項に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　安全管理審査は、文書審査及び実地審査により、法第六十九条第一項第二号に規定する審査対象電気工作物設置者（以下この条において「設置者」という。）の法定事業者検査の実施に係る体制を審査すること。

二　実地審査は、次に掲げるいずれかの方法で行うこと。

イ　法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行うこと。

ロ　映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行うこと。

三　実地審査は、法定事業者検査の記録の確認及び当該検査に係る関係者からの聞き取り（水力発電所の湛水前のダムに係る使用前安全管理審査の実地審査にあっては、これらに加えて、法定事業者検査の立会い）により、次に掲げる事項に関して審査を行うこと。

イ　設置者の法定事業者検査の実施に係る体制について文書審査により確認できない事項

ロ　設置者があらかじめ定めた法定事業者検査の実施に係る体制に従って当該法定事業者検査が行われているかどうかを判断するために必要な事項

第百十一条及び第百十二条　削除

（登録安全管理審査機関に係る登録の更新）

第百十三条　法第七十条の規定により、登録安全管理審査機関が登録の更新を受けようとする場合は、第百五条から前条までの規定を準用する。

（変更の届出）

第百十四条　登録安全管理審査機関は、法第七十二条の規定によりその名称又は事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第七十による事業所変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。